



社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大庫(おおくら)

ストレスチェック義務化について

本年2015年12月より、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止などを目的に、従業員の「ストレスチェック」を実施することが義務付けられます。
今回のあおぞらレターでは、ストレスチェックを実施する上での留意事項についてご案内します。



ストレスチェック制度の導入

- 従業員数50人以上の事業場は、ストレスチェックを**毎年1回**、定期的実施しなければなりません。
(初回2015/12/1~2016/11/30まで)
- 労働者にはストレスチェックを受ける義務が課されていません。**
- 衛生委員会などで、実施体制・実施方法などを審議し、その結果を踏まえて**規定する必要があります。**



ストレスチェックの実施

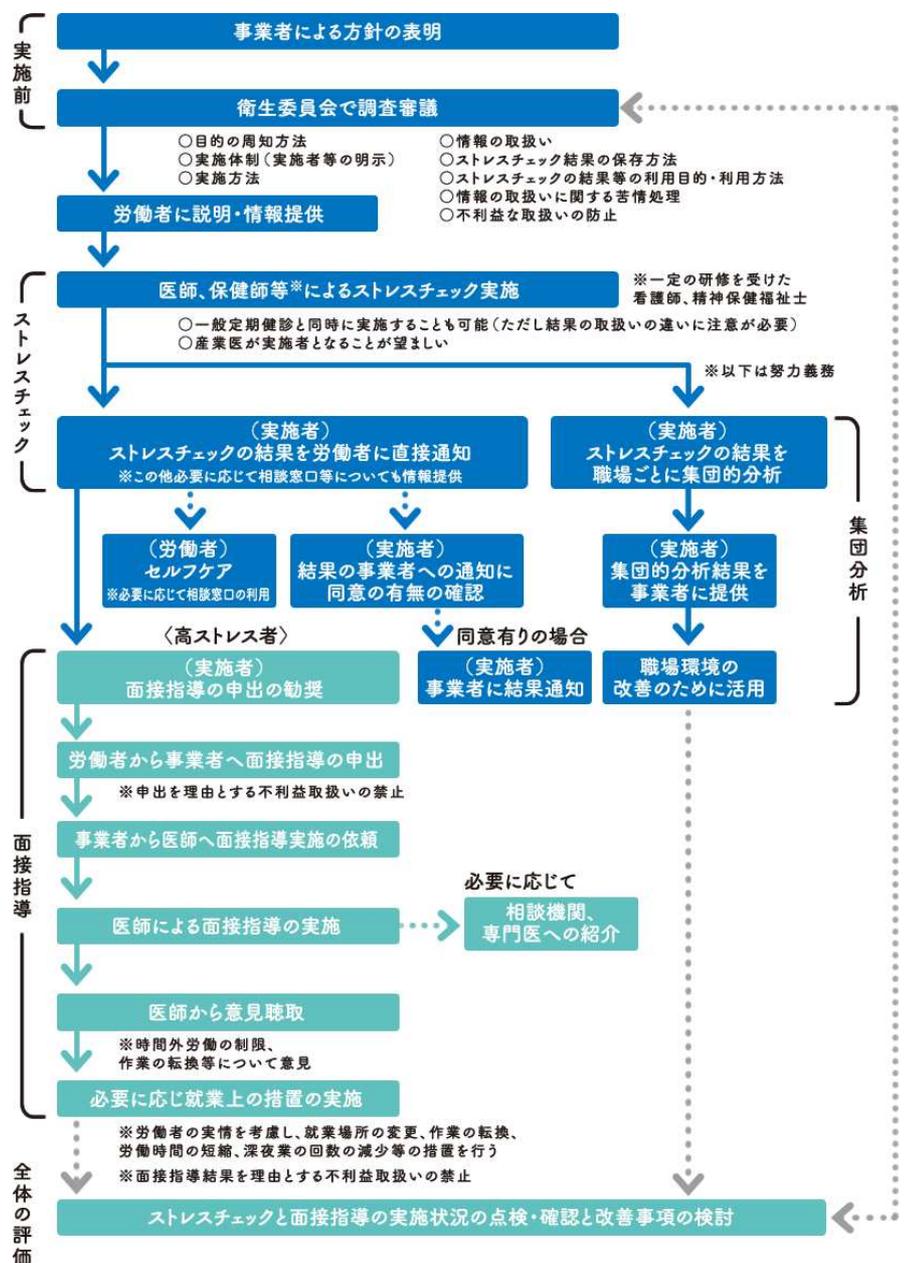
- 実施にあたり、産業医など、専門家が実施する必要があります。



検査結果の取扱い

- 検査結果は、従業員**本人の同意**無しに事業者が知ることはできません。同意は書面・メールなどの記録が必要です。
- 高ストレス者が**申出た場合**は医師による**面接指導を実施**することが必要です。
- 事業者は、検査結果(従業員の同意要)及び面接指導の結果について、記録を作成し、**5年間保存**する必要があります。
- ストレスチェックの結果は、毎年1回定期的に**労働基準監督署に報告**が必要となります。

ストレスチェック制度の流れ ~厚生労働省ホームページより~



●ストレスチェック制度について詳しくは、下記 URL をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/kouhousanpo/>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277